**選挙運動用ポスターを作成した事業者の方へ**

　公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約した事業者の方が行います。

１　選挙運動用ポスター作成の公費負担について

　　選挙運動用ポスター作成に係る公費負担の請求については、作成単価と作成枚数にそれぞれ上限が定められています。上限単価は1,221円、上限枚数は499枚です。契約単価が1,221円より低い場合、契約単価が公費負担の対象となります。

　　なお、契約をした候補者の得票が法定の一定の得票数に達せず、供託物が没収される場合には、津市に請求することができません。

公費負担の請求ができるのは、ポスター掲示場に掲示するために作成する選挙運動用ポスターに要した費用に限られます。それ以外の選挙運動用通常葉書や選挙運動用ビラその他印刷物の作成費用が含まれることのないようご注意ください。

２　公費負担の請求に必要なもの

(１)請求書（選挙運動用ポスターの作成）

　　　請求できるのは、選挙運動用ポスター作成枚数確認書に記載された確認枚数の範囲内での作成金額となります。書類の提出は、２月１７日（火）までに津市選挙管理委員会にお願いします。(郵送可)

(２)請求内訳書（ポスター作成契約）

　　　実際の作成単価、作成枚数と上限単価、確認枚数をそれぞれ比較して、低い方をかけあわせた金額が請求金額となります。

(３)選挙運動用ポスター作成枚数確認書

　　　津市選挙管理委員会が候補者へ交付したものです。候補者から渡されますので、津市へ請求する際に添付してください。

(４)選挙運動用ポスター作成証明書

　　　候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、津市へ請求する際に添付してください。

　※　書類の訂正は、二重線と押印（請求者印と同一の印）により行ってください（修正液、修正テープ等による訂正はできません）。ただし、請求書及び請求内訳書の金額の訂正はできません。

３　費用の支払

　　費用については、津市から直接支払いますが、支払までに相当の日数（おおむね１ヶ月）を要しますのでご了承ください。

公営31

津市選挙管理委員会事務局　〒514-8611　津市西丸之内23番1号　℡（059）229-3236